

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：10102
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530808
 研究課題名（和文） 近代北海道における小学校と地域社会―「開拓」と教育「普及」の相剋に着目して―
 研究課題名（英文） The Elementary Schools and the Communities in Modern Hokkaido: With a Focus on Hokkaido Reclamation and the Spread of Education
 研究代表者
 坂本 紀子 (SAKAMOTO NORIKO)
 北海道教育大学・教育学部・教授
 研究者番号：40374748

研究成果の概要（和文）： 近代北海道では、「開拓」政策のありようが小学校教育の普及を阻んでいた。北海道庁はそのような状況を克服するために、「簡易な」教育内容と施設設備を持つ簡易教育所を設置することで尋常小学校相当の教育が実施されたと認めた。しかしそれは、多額の教育費を移住民に強いるものであった。北海道の小学校教育は、移住民が多額の教育費を負担して簡易教育所を設置することによって普及していった。

研究成果の概要（英文）： The policy of Hokkaido reclamation blocked the spread of elementary school education. To break it, the Hokkaido government recognized *kan'ikyoikujo* having simple education contents and institution as the elementary school. However, it imposed a large amount of educational expenses on Hokkaido's inhabitants. The elementary school education of Hokkaido spread by inhabitants bore a large amount of educational expenses, and having established *kan'ikyoikujo*.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育史

1. 研究開始当初の背景

(1) 近代北海道の教育をテーマにした研究は、アイヌの子どもたちを対象にした教育と、移住民の子どもたちを対象にした教育の両者からすすめられてきた。府県からの移住民の子どもたちを対象にした研究は『北海道教育史』（北海道教育研究所編さん、1955～1970）に代表され、近代北海道の小学校就学率の低さは「開拓地」故の「後進性」にあるとされ、開拓の進捗に伴って学校教育は普及・定着したと結論づけられてきた。しかし

1980年以降、北海道を「内国植民地」としてとらえ、道内で実施された教育が「内国植民地」政策に準じた内容であったことが明らかにされた（竹ヶ原幸朗「北と南を結ぶ尋常小学読本」『札幌の歴史』第22号、1992）。しかしながら、その研究成果は、近代北海道の教育を「内国植民地」の教育として把握することを提起したにとどまっており、道内において、学校教育がどのようにして普及したのか、その過程は未だ明らかにされていないのが現状である。

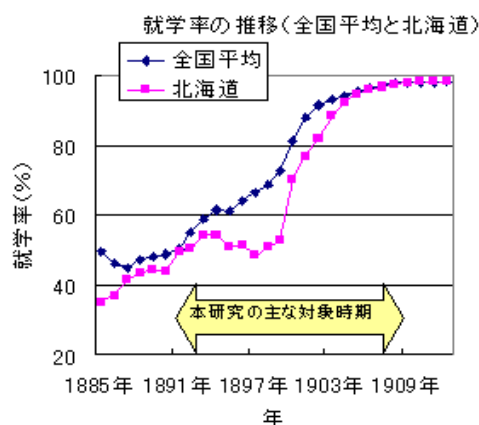
(2) 研究代表者はこれまで、静岡・長野・新潟の各県を対象にして、学校と地域社会の関わりの実相を解明することにより、学校教育が普及してきた過程を明らかにしてきた。それぞれの人びとは、教育制度の枠の中で、地域社会と関わりながら、教育に対する考え方を複雑に混在させながら学校教育を普及、定着させていた。したがって、学校教育は、開拓の進捗に伴って普及したと単線的に把握されるのではなく、そこにはしばしば矛盾や相剋が生じていたことが予想される。北海道で施行された特徴ある教育令規の性格を開拓政策との関連でとらえ直し、それらの施行によって生じた学校をめぐる諸問題を、どのように人びとは地域社会の中で解決してきたのかを解明する、実態分析に力点を置いた研究が必要なのである。

2. 研究の目的

開拓政策下にあった近代北海道では、1872年から1912年までの短期間において、他府県からの移住者により地域社会が形成され、各地域に小学校が設置されていく。本研究では、北海道の小学校就学率が急速に「上昇」し、府県の就学率と比肩するに至る1895年から1910年までを対象時期とした。そして「開拓」政策と教育の「普及」との相剋に着目しながら、小学校の設立や維持および子どもの就学をめぐる諸問題と、それらと地域社会との関わりを実態にそくして分析することによって、北海道に小学校教育が普及していく過程を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

グラフにあるように、北海道の小学校就学



率は全国平均に比して1895年から停滞し下降する。そして1898年以降、飛躍的に増加していく。その理由を明らかにし小学校教育が普及していく過程を解明するために、以下の研究方法を採った。

(1) 北海道庁は、1895年に「小学校教則」および「小学校修業年限指定標準」を、1898年には「簡易教育規程」を、そして1903年には「特別教育規程」を施行する。この令規の施行期間を便宜的な作業区分とした。

(2) (1)の時期に対応する分析対象地域と小学校を設定し、各地域の行政、役場資料および図書館、郷土館等の所蔵資料、そして小学校所蔵文書を調査、収集し分析した。

(3) (2)の調査と連動して、北海道教育大学、北海道大学、北海道立文書館、北海道立図書館および国立文書館等の所蔵文献、資料等も調査、収集し分析した。

4. 研究成果

(1) 「小学校教則」および「小学校修業年限指定標準」と「団結移住ニ関スル要領」の実施

① 北海道庁は、1892年に「団結移住ニ関スル要領」を規定し、1895年にそれを改正して、府県から30戸以上の団体移住を促進する政策を実施した。そして1897年には「北海道移住民規則」を公布し、団体移住の条件を30戸から20戸に変更した。

② 一方、道庁は、1895年に「小学校教則」、「小学校修業年限指定標準」および「小学校設備心得」という教育令規を公布する。「小学校教則」および「小学校修業年限指定標準」は、修業年限を4カ年または3カ年とする「第一類」の小学校と、修業年限を3カ年または2カ年とする教育内容が簡易な「第二類」の小学校の設置を許可するものである。そして「小学校設備心得」は、府県に施行された「小学校設備標準」に準じたもので、府県同様の設備基準で小学校を設置することを規定したものであった。

③ 浜益郡の各地域の実態によると、例えば、修業年限が4カ年の尋常小学校を設置した地域の教育費負担率は、1895年段階で全村費支出中の約72%を占めている。また同郡で修業年限が3カ年の小学校を設置した地域では、全村費中、77%が教育費であった。修業年限および教育内容が簡易であっても、道内に移住した人びとは過重な教育費を負担することによって小学校を設置、維持していたのである。

④ しかし、②のように小学校を設置することができた地域は、戸数が300戸ないし200戸以上の地域であり、100戸未満の多くの地域では「小学校設備心得」にあるような基準を満たした小学校を設置することはできなかった。人びとが入植したばかりの地域の多くでは、第二類の小学校さえも設置することができなかった。そのためそのような地域では、寺の説教所の一部を借りたり掘建小屋を

作ったりして、子どもたちを集め、僧侶や村民に簡単な読み書き計算を教授してもらっていた。

⑤ 「団結移住ニ関スル要領」およびその改正、そして「北海道移住民規則」によって少ない戸数の団体移住が奨励されたことで、「開拓」政策は促進され移住民数は増加し、したがって就学年齢の子どもたちの数も増加した。しかし少ない戸数で移住した地域では、小学校を設置するだけの財政基盤がないために子どもたちは小学校に就学することができず、③のような私設の教場で僧侶や村民から簡単な読み書きや計算を教わっていたのである。当該時期に実施された「開拓」促進のための政策は、小学校教育の「普及」と相剋していたことになる。これが 1895 年から 1899 年までの期間に、北海道の小学校就学率が停滞、下降した理由である。先行研究の見解である「開拓」の進捗に伴って学校教育は「普及」したのではなく、むしろ「開拓」促進のための政策がその「普及」を阻んでいたのである。

(2) 「簡易教育規程」と「北海道十年計画」の実施

① 道庁は 1898 年に「小学校教則」、「小学校設備心得」等にしながら小学校を設置し授業を実施することができない、移住後間もなく戸数 100 戸未満の地域に 6 年を期限に「簡易教育」を適用させ、尋常小学校の教育内容に相当する教育が行われたと認める「簡易教育規程」を定めた。教育内容は「第二類」小学校の程度で、教科目は 4 科目、毎月二十五時間以上の授業を行うこと、教場の設備については標準を定めないことが明記された。簡易教育の方法としては、本校から教員を派遣する出張教育と、町村に居住する一私人に該町村の小学校教育を依頼する囑託教育が認められた。このような「簡易教育規程」が制定されたことによって、⑤に記述した私設の教場の多くが、囑託教育の認可を受けることになった。

1899 年、道庁は小学校の就学率を 85%以上にするという目標を掲げた訓令を出した。教育内容を「第二類」程度とし、一私人に小学校教育を囑託できる「簡易教育規程」を制定して、多くの私設の教場を囑託教育実施の場として認可し尋常小学校相当の教育が行われたとすることで、就学率の向上を図ったのである。

② 他方、この時期は「学齢簿」の記載方法が見直され、全国的に新たな様式に変わった時期でもあった。学業成績や身体発育状態等の記載が加えられると共に、学齢児童数の記載の仕方が変更された。従来、就学年齢に達した児童は所在が不明であっても不就学者として扱われていたが、所在不明者は学齢児

童数から除外するという統計上の処理方法が 1900 年以降、全国的に実施されることになった。したがって、移住民保護者よる道内外の移動が頻繁に行われるために所在不明の学齢児童が多かった北海道においては、そのような児童を学齢児童数から除外することにより、数字上の就学率の上昇に貢献することになったのである。

③ 1901 年、「北海道十年計画」がすすめられ、10 年間に人口 120 万人を道内に移すという「開拓」政策の拡張が図られた。北海道の移住民数は増加し、したがって就学年齢に相当する子どもの数も増えていった。1901 年に「簡易教育規程」が改正される。尋常小学校が設置できない地域は、簡易教育所を設けて尋常小学校に代えることができるとされた。1903 年にはさらに改正されて、簡易教育所設置期限の条文が廃された。小学校に備え付けなければならない書類も、学籍簿、不就学欠席通知簿、教授細目、月末調査表、出席簿、成績調査簿、学事関係規則等以外は省略できるとされた。

④ 1904 年には校舎設計のための概要が出され、藁屋造と板屋造の 2 種類の工事仕様書が示された。説明書には、児童数によっては教壇を省略し、障子や硝子を紙張りに替えて節約することが指示された。令規をもって奨励された「簡易な」施設設備の簡易教育所が、道内各地域に以下の表のように設置されていった。

尋常小学校数と簡易教育所数

年	小学校	尋常小学校 (本校)	尋常小学校 (分教場)	簡易教育所
1897		282	28	-
1898		312	45	-
1899		330	46	80
1900		379	24	165
1901		422	18	228
1902		433	37	296
1903		446	27	325
1904		475	24	343
1905		491	16	368
1906		496	30	400
1907		493	24	407
1908		554	33	364

『北海道庁学事年報』（1897 年～1908 年）から作成。

⑤ ところで、北海道では市制町村制が実施されず、府県とは異なる地方自治制が施行された。1898 年に函館、札幌、小樽に北海道区制が、1900 年には北海道 1 級町村制が、1902 年には北海道 2 級町村制が施行された。北海道区制はほぼ府県の市制に相当し、北海道 1 級町村制はほぼ町村制に相当し、北海道 2 級

町村制は戸長役場制から1級町村制へ移行する過渡的制度として位置づけられている。北海道の戸長役場制の下では、公民としての権利や自治体としての組織運営が認められていない。官費補助を受けながら行政組織を維持し、しかし教育費や衛生費等については住民からの徴収や寄付によって賄われていた。簡易教育所は、区制および1級町村制の施行地域には設置しないことが原則であり、財政基盤が脆弱なため自治体としての認可に至っていない2級町村制および戸長役場制が施行されている地域に設置された。

⑥ 道庁および各支庁は「簡易教育規程」施行後、小学校が設置されていない各地域に簡易教育実施を奨励する。網走郡美幌は、支庁から簡易教育実施の強い要請があり、しかしそれを実施する費用がないため真宗大谷派の説教所を造り派遣される僧侶に簡易教育を行ってもらうように東本願寺に要望した。1900年に12.5坪の藁屋造りの説教所兼簡易教育所が作られ、簡易教育が開始された。戸数53戸、人口約200人、就学した子どもは18人だった。簡易教育所設置のための費用および教員の確保については東本願寺の援助を受けたが、簡易教育所の維持費は「簡易」とはいえ、村費総額の57%を占めた。人びとにとって簡易教育所の維持費は多大な負担だったのである。

⑦ 美幌の簡易教育所には算術の教科書が備え付けられていなかったことから、算術は実施されていなかったと予想される。屋内外に体操場がないから体操の授業が尋常小学校で実施される教育内容の基準に準拠して実施されていたようにも思われぬ。また当時の回顧談から、授業時間や授業日数も僧侶の仕事の都合によって一定していなかったことがわかり、授業科目や内容、授業時間が削られていたと考えられる。

⑧ 道内で簡易教育所の設置数が多かったのは、空知および上川郡であった。1897年に「北海道国有地未開地処分法」が制定され、両郡内で殖民地画事業がすすめられていたからである。空知郡富良野村では、この時期、10の簡易教育所が設置された。元々私設の教場だったものが簡易教育所として認可されたものもあれば、寺院の古い建物を利用して簡易教育所にした地域もあった。富良野村上富良野地域の4つの簡易教育所から、「簡易教育規程」にある設置期限後に尋常小学校を設置することが困難であるため、期限以後も簡易教育所および簡易教育を存続したい旨の要望書が提出された。尋常小学校に変更すると費用が倍以上必要になるため、到底負担することができないという理由であった。6年後に簡易教育所から尋常小学校へ移行させていくという道庁の「簡易教育規程」実施当初の計画は、移住民にとってけっして容易

なことではなかったのである。

⑨ 浜益郡浜益村黄金村組合戸長役場管轄区域内の濃昼地域から、1907年に尻苗尋常小学校濃昼分教場を濃昼簡易教育所に組織変更したいという申請が提出され、分教場は簡易教育所となった。尋常小学校維持のための費用が年々増額され、その負担に堪えることができないため濃昼分教場を簡易教育所にしたいという要望であった。当初、簡易教育所設置の趣旨は、移住後間もなく戸数の少ない地域の教育費負担の軽減にあった。しかし1907年に至り、道内の地方自治体制が整えられていく中で、小学校は役場管轄の下におかれ、そのような教育行政管理下にあつて簡易教育所は、役場管轄区域内の教育費削減の手段として位置づけられていたのである。

⑩ 「簡易教育規程」の施行および簡易教育所の設置により、停滞、下降していた道内の就学率は飛躍的に上昇した。それは尋常小学校に比べて、教育内容および教育施設設備を「簡易に」するという施策であった。しかしそれは移住民にとってけっして「簡易な」容易なことではなく、多額な費用負担を強いるものであった。北海道の就学率の上昇は、「簡易教育規程」の施行により、移住民が多額の教育費を負担し簡易教育所を設置していったことによって果たされた。

(3) 「特別教育規程」と「普通教育ニ関スル注意事項」

① 1903年、道庁は「学事奨励ニ関スル規程」を発し、就学率及び出席率が90%以上に達した時は、その小学校に「就学旗」を授与することを定め、就学及び出席率の上昇を煽った。同年、「普通教育ニ関スル注意事項」を示して、学務委員の職務は児童の就学督積であることを強調した。さらに児童が正当な理由なく欠席した場合は、学校長や市町村長、および監督官庁が出席督促をすることが規定されている。例えば、浜益郡浜益村黄金村組合戸長役場管轄下の小学校長の間では、児童が理由なく3日間欠席した時は担当教員が保護者を訪問して出席を勧誘し、応じない時は村長、学校長、および学務委員が協議のうえで児童保護者宅の門戸に欠席票を貼り、警察官にも勧告してもらうことが決議されている。

② さらに同年、「特別教育規程」が定められた。就学年齢をこえた児童や子守児童を簡易教育所に就学させ、より簡易な教育内容を教授することを定めた。学級をなるべく別にし、授業日、授業時間共に児童が出席できる日時に合わせ、教育内容も生活上、最も必要適切な内容を選び、例えば子守児童については子守の心得などを授けることが規定された。

③ 北海道庁は、1903年以降、就学率を90%に上昇させることを目標とする。そのため

「普通教育ニ関スル注意事項」を公布し、学務員をはじめとする学事関係者による不就学者への就学督促を強化した。他方、「特別教育規程」を設け、当該時期、不就学児童の多くを占めていた子守児童に、簡易教育所で実施されている教育内容よりも一層、「簡易な」、むしろ「小学校教則」から離れた内容を、子守児童の生活実状に合わせた、限られた時間の中で教授することで簡易教育所に就学させ、就学率の向上を図った。

(4) まとめと今後の課題

① 近代北海道における小学校就学率の「低さ」は、先行研究のいう「開拓地」故の「後進性」にあったのではなく、北海道「開拓」を推進する政策そのものが小学校教育の「普及」を阻み、両者が相剋し合う関係にあったことが要因だった。北海道庁は、就学率の向上を図るために「簡易教育規程」を定め、「簡易な」教育内容と施設設備を持つ簡易教育所に子どもたちを就学させることによって、就学率の向上を図り、「普通教育ニ関スル注意事項」および「特別教育規程」の施行によってさらに就学率を向上させた。「内国殖民地」であった近代北海道の教育は、府県に比べて「簡易な」教育を認可し続けていくことで「普及」していった。しかし、それは府県以上の多額の教育費負担を強いるものであり、移住民がそれを負担することによって北海道の教育は「普及」していった。

② 本研究で得た前述の成果は、教育制度や法令の解釈に留まってきたこれまでの近代北海道教育史研究とは異なる見解であり、北海道の新たな教育史像を提示するものである。また、このような見解を抽出した研究過程は、「開拓」政策と教育との関係性および学校と地域社会との関係性を分析する過程であった。したがって北海道の教育が開拓政策とどのように関わっていたのかという、これまでの研究にはない独創的な見解を提示することができた。

③ 本研究の過程において、道内各地域で収集した資料の多くは、地域に所蔵されていた未使用の基礎的資料である。既存の教育史関係の文献、雑誌等とは異なる、今後の教育史研究上の基礎的財産を得ることができた。

④ 1908年に「簡易教育規程」は廃止され、あらためて「特別教育規程」が制定される。尋常小学校設置の費用が賄えない町村は「教育所」を設けることで、尋常小学校相当の教育機関を設置したと認められた。この「教育所」は国民学校令施行まで存続する。1908年以降の北海道は、財閥資本の進出により鉱工業生産が農業生産を上回る産業構造の転換期であり、教育も「拡充」、「発展」を遂げた時期とされている。また、北海道移住民数が最も増加した時期でもあった。北海道にお

ける産業構造の転換期に「教育所」の存在がどのような意味を持ったのか、明治末期から大正、昭和初期にかけての北海道「開拓」の進展と教育との関係構造を明らかにすることが今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ① 坂本紀子、1887年から1897年における北海道の私立小学校、北海道教育大学紀要、査読無、教育学編第63巻第1号、2012、57-69
- ② 坂本紀子、「小学校規則及小学簡易科教則」下の北海道における小学校の実態、日本の教育史学、査読有、教育史学会紀要第54集、2011、32-44
- ③ 坂本紀子、1895年に施行された北海道における小学校の教育制度の特徴、北海道教育大学紀要、査読無、教育学編第61巻第1号、2010、1-14

〔学会発表〕(計2件)

- ① 坂本紀子、北海道庁令「簡易教育規程」(1898年~1908年)について、教育史学会第56回大会、2012年9月23日、お茶の水女子大学
- ② 坂本紀子、1886年から1898年までの北海道における私立初等教育機関の実態、教育史学会第55回大会、2011年10月1日、京都大学

〔図書〕(計1件)

- ① 坂本紀子、梶山雅史他15名、学術出版会、一九二〇年以降の北海道連合教育会の変容過程、2010、511(433-456)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂本 紀子 (SAKAMOTO NORIKO)
北海道教育大学・教育学部・教授
研究者番号：40374748

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし